3　許可申請書等の閲覧制度の改正
　許可申請書等の閲覧対象から個人情報が含まれる書類を除外し、そのために必要となる許可申請書の記載事項の所要の改正を行うこととした。（第五条及び第一三条関係）
4　建設業者及び建設業者団体等による建設工事の担い手の育成及び確保に関する責務の追加
㈠　建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保に努めるものとするとともに、国土交通大臣は、当該建設工事の担い手の育成及び確保に資するため、必要に応じ、講習の実施のほか、調査の実施等の措置を講ずることとした。（第二五条の二七関係）
㈡　建設業者団体の行う事業として、講習及び広報を明示することとした。（第二七条の三七関係）
㈢　建設業者団体は、その事業を行うに当たっては、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するよう努めなければならないこととした。（第二七条の三九第一項関係）
㈣　国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずることとした。（第二七条の三九第二項関係）

二　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正関係
1　公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項の追加
　その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されることを追加することとした。（第三条関係）
2　公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合における通知
　各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が暴力団員等であると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事等にその事実を通知しなければならないこととした。（第一一条関係）
3　適正な金額での契約の締結等のための措置
㈠　建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならないこととした。（第一二条関係）
㈡　各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、内訳を記載した書類の内容の確認その他の必要な措置を講ずることとした。（第一三条関係）
4　施工体制台帳の作成及び提出
　公共工事の受注者である建設業者は、下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならないこととした。（第一五条関係）

三　浄化槽法の一部改正関係
　浄化槽工事業の登録の拒否事由及び取消事由に暴力団員であること等を追加するとともに、拒否事由等の対象となる役員の範囲を拡大することとした。（第二二条、第二四条及び第三二条関係）

四　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正関係
　解体工事業の登録の拒否事由及び取消事由に暴力団員であること等を追加するとともに、拒否事由等の対象となる役員の範囲を拡大することとした。（第二二条、第二四条、第二五条及び第三五条関係）

五　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五六号）（国土交通省）

1　目的
　公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進を明記するとともに、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）
2　基本理念
　基本理念として、施工技術の維持向上並びにそれを有する者等の中長期的な育成及び確保、適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理、地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。）及び設計の品質の確保等に関する規定を追加することとした。（第三条関係）
3　国及び地方公共団体の相互の連携及び協力
　国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第六条関係）
4　発注者の責務
　発注者の責務に、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に定めること、入札に参加する者から当該入札に係る工事の見積書を徴すること、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること、計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと、施工状況の評価の標準化のための措置等を講ずること、他の発注者と連携を図るように努めること等を追加することとした。（第七条関係）
5　受注者の責務
　受注者の責務に、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることを追加することとした。（第八条関係）
6　多様な入札及び契約の方法等
㈠　競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等
　発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならないこととした。（第一三条関係）
㈡　多様な入札及び契約の方法
　発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争参加者の技術提案を求める方式、段階的選抜方式、技術提案の審査及び価格等の交渉による方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができること等とした。（第一四条～第二〇条関係）
㈢　発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等
(1)　発注関係事務を適切に実施することができる者の活用
　契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならないこと等とした。（第二一条関係）
(2)　発注関係事務の運用に関する指針
　国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めることとした。（第二二条関係）
(3)　国の援助
　国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととした。（第二三条関係）